

西村あさひ法律事務所

EU: データ関連の欧州司法裁判所判決の最新動向(6)(処理活動の記録作成義務違反等は消去権・処理制限権を付与する不適法な処理とならないと判断された事例)

ヨーロッパ/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年7月4日号

執筆者:

E-mail [石川 智也](#)E-mail [菅 悠人](#)E-mail [小出 章広](#)E-mail [水口 敦喜](#)

GDPR 17 条 1 項(d)は、個人データが不適法に処理された場合、データ主体に個人データの消去を得る権利(以下「消去権」という。)を認めている。また、GDPR 18 条 1 項(b)は、処理が不適法であり、かつ、データ主体が個人データの消去に反対し、その代わりに当該データの利用の制限を求める場合には、個人データの処理の制限を得る権利(以下「処理制限権」という。)を認めている。管理者によるいかなる義務の違反が、消去権及び処理制限権を発生させる「不適法」な処理となるかが問題となった事案において、2023 年 5 月 4 日、欧州司法裁判所は、処理活動の完全な記録を作成しないことや、共同管理者間で責任分担に関する合意を行っていないことだけでは、「不適法」な処理とはならず、消去権及び処理制限権は認められないと判示した¹(以下「本判決」という。)

1. 事案の概要・欧州司法裁判所への付託事項

本判決は、ドイツ連邦移住難民局(以下「連邦局」という。)に対して難民国際保護申請をしたが却下決定(以下「本件決定」という。)を受けた第三人(以下「原告」という。)が、本件決定を争うべくドイツ・ヴィースバーデン行政裁判所に対して提起した訴訟に関するものである(パラ 2、27-29)。

本件決定は、原告の個人データが含まれるファイルに依拠して行われているところ、当該個人データの処理には違法性があり、裁判所が当該ファイルに含まれる個人データを考慮することができなくなる結果として、裁判所は、申請に対して本件決定を行うための法的根拠が欠けるとして、本件決定を取り消さなければならないかが問題となった(パラ 28、37)。

すなわち、連邦局が、ファイルに関する個人データについて、

- ・ 処理活動の完全な記録を作成していないこと(GDPR 5 条 1 項(a)、30 条違反)、及び
 - ・ 共同管理者間で責任分担に関する合意を行っていないこと(GDPR 5 条 1 項(a)、26 条違反)
- を理由として、個人データが「不適法」に処理されているものとして、データ主体に消去権又は処理制限権が認められることになるところ、裁判所が当該個人データを考慮することは、問題となっている不適法な処理に参加することとなり許容されない、というものである(パラ 32-36)。

ヴィースバーデン行政裁判所は、この点に関し、下記事項等を欧州司法裁判所に対し付託した(パラ 38)。

- ・ GDPR 5 条に基づくアカウントビリティの義務を管理者が果たさない又は完全に果たさないこと(たとえば、GDPR 30 条に従った処理活動の記録(若しくは完全な記録)が欠けていること、又は、GDPR 26 条に従った共同管理者間の合意が欠けていること)は、当該データ処理が GDPR 17 条 1 項(d)及び 18 条 1 項(b)にいう「不適法」なものであるとして、データ主体に消去権又は処理制限権を認める理由となるか(付託事項 1)。
- ・ 付託事項 1 への回答が肯定的なものである場合、消去権又は処理制限権の存在は、司法手続において個人データを考慮に入れることができない根拠となるか。また、データ主体が司法判断に際して当該個人データを考慮に入れることに異議を唱えている場合はどうか(付託事項 2.1)。
- ・ 付託事項 1 への回答が否定的なものである場合、管理者が GDPR 5 条、30 条又は 26 条に違反した場合、データ主体が明示的に同意しない限り、国内裁判所は司法手続において個人データを考慮することができないこととなるか(付託事項 2.2)。

¹ Case C-60/22, UZ v. Federal Republic of Germany, ECLI:EU:C:2023:373 (May 4, 2023).

2. 欧州司法裁判所による先決裁定

欧州司法裁判所は、上記付託事項を受け、GDPR の解釈について下記のとおり判断を下した。

- ・ **付託事項 1:** 管理者が GDPR 26 条(共同管理者間の合意)及び 30 条(処理活動の記録)に規定する義務を遵守しなかったことは、そのような不遵守それ自体が GDPR 5 条 2 項に定めるアカウントビリティの原則に対する違反を伴わない場合、データ主体に対し消去権(GDPR 17 条 1 項(d))又は処理制限権(GDPR 18 条 1 項(b))を付与することとなる「不適法」な処理を構成することとならない(パラ 69)。その理由は、以下の通りである。
GDPR 17 条 1 項(d)及び 18 条 1 項(b)にいう「不適法」な処理とは、文言上、「unlawful」な処理を指しているところ、その内容は、個人データがデータ主体との関係において適法、すなわち「lawful」に処理されなければならないことを定めている GDPR 5 条 1 項(a)及び同条 2 項を考慮に入れた上で解釈する必要がある(パラ 48-54)。加えて、処理の適法性(lawfulness)については、GDPR 6 条が主題として扱っている。6 条 1 項各号は、同意の付与、契約の履行等のいずれかの適法性根拠が存在する場合にのみ「lawfulness」が認められる旨を定めている。さらに、GDPR 5 条及び 6 条と同様に GDPR 第 2 章(基本原則)を構成する GDPR 7 条乃至 11 条においては、GDPR 5 条 1 項(a)及び 6 条 1 項の義務の範囲を明確化する趣旨で、同意の条件や特別なカテゴリーの個人データ、前科前歴に関するデータの取扱い等について規定されていることを踏まえると、処理が「適法」といえるためには、これらの規定を遵守するものでなければならない(パラ 55-58)。他方、GDPR 26 条(共同管理者間の合意)及び 30 条(処理活動の記録)は、GDPR 6 条 1 項各号の適法性根拠の規律に含まれるものではなく、また、GDPR 5 条 1 項(a)及び 6 条 1 項に基づく義務の範囲を明確化したものでもないことに鑑みると、これら GDPR 26 条及び 30 条の規定が定める義務の不遵守は、個人データの処理が GDPR 17 条 1 項(d)及び 18 条 1 項(b)にいう「不適法」な処理であることを根拠付けるものではない(パラ 59-61)。かかる解釈は、GDPR 26 条及び 30 条が、第 4 章第 1 節(一般的な義務)に属しており、5 条及び 6 条を含む第 2 章(基本原則)と別の章に配置されていることや、前者と後者とで制裁金の額が区別されていること(GDPR 83 条 4 項、5 項)等からも支持される(パラ 62-63)。
- ・ **付託事項 2.2:** データ主体の同意は、GDPR 6 条 1 項(a)が定める処理の適法性を根拠付ける条件の一つに過ぎず、同項(b)乃至(f)が定める他の適法性根拠の下では同意は要求されていない(パラ 72)。そして、GDPR 6 条 1 項各号のいずれか一つでも充足されれば処理の適法性が認められるところ、司法権の行使に伴う個人データの処理は、GDPR 6 条 1 項(e)が定める公共の利益において又は管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務遂行のために処理が必要とされる場合という適法性根拠を満たすものとみるべきであり、また、前述の通り GDPR 26 条又は 30 条に基づく義務の不遵守は処理が不適法であることを基礎付けるものではないから、同意がない場合であっても、国内裁判所は当該個人データを考慮することが許容される(パラ 73-75)。

3. 実務への示唆・コメント

個人データを処理している事業者にとって、データ主体からの消去権及び処理制限権に応じることは、請求の対象となる個人データを処理することが重要である場合には特に大きな負担となり得る。本判決で、消去権及び処理制限権を生じさせる事由となる、処理が不適法とされる GDPR への違反が、GDPR 第 2 章(一般原則)、特に GDPR 5 条 1 項及び 6 条に定める「適法性」の内容に照らして判断されることが明らかにされたことは、事業者にとっての予測可能性を高めるものと評価できる。もっとも、本判決では、処理活動の記録義務や共同管理者間の合意義務に対する違反が、アカウントビリティの原則への違反を伴う場合には、消去権や処理制限権が基礎付けられることが示唆されており、これらの義務の遵守には、引き続き注意する必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 